

第 1 2 回

総会議事録

日 時 令和3年5月13日（木）9時15分

場 所 山形市庁舎 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
欠	1	安達 良一	
欠	2	石川 富夫	運営委員
欠	3	高橋 徳郎	編集委員
欠	4	井上 敏嗣	
欠	5	今野 智夫	
欠	6	丹野 都弘	第3ブロック長
欠	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
欠	8	草薙 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	編集委員
出	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	運営委員
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第12回総会（定例）

日 時：令和3年5月13日（木）

午前9時15分から

場 所：山形市役所 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

第12回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議 第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第59号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第60号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第61号 農用地利用集積計画について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和3年6月14日（月）

次回の委員調査について 令和3年6月10日（木）

7 その他

（1）令和3年度の活動計画と令和2年度活動の点検・評価について

（2）令和3年度利用集積計画の事務処理年間予定表

8 閉 会

第12回総会議事録

(令和3年5月13日(木) 市庁舎 7階 701AB会議室)

出席委員 16名

欠席委員 8名

開 会 午前9時15分

事務局	開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数16名、欠席委員数8名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。
議長	(開会) 及び (あいさつ)
議長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、10番長澤委員、11番鏈水委員にお願いし、書記に加藤主幹を任命します。 それでは、議事に入ります。 議第58号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局次長	議案書は1ページ、議第58号農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。 案件は2ページから5ページまでの7件となります。 2ページから4ページまで記載の1号は、上東山地内の田畑42筆1.38haの土地について、生前一括贈与となる案件であります。 息子の■■■■さんから父■■■■さんへ同一世帯内での権利移動と

いう稀な案件ではありますが、先に行った運営委員会において「委員調査が不要ではないか」との意見が出され、担当職員において事前聞き取りを行い、家族や兄弟間での話し合いは十分行われているなど必要な事項を確認しております。

次に5ページをお願いします。

2号は、下宝沢地内の畑5筆 17 aの土地について、経営拡張を図るための所有権移転となる案件であります。

譲受人である■■■■■さんは、■■■■■高齢ではありますが、すでに95 aの農地を有し米・野菜・果樹を作付けており、子の妻など家族4名が農業に従事しています。

3号は、漆山地内の畑2筆 115 m²の土地について、隣接地売買の案件であります。

譲受人である■■■■■さんも、■■■■■高齢ではありますが、すでに56 aの農地を有しており、果樹を主体に妻の手伝いを受けながら52歳の息子さんと3人で農業に従事しています。

4号は、長谷堂地内の樹園地1筆 12 aの土地について、経営拡張を図るための賃借権設定となる案件であります。

借受人である■■■■■さんは、営農開始6年となる方で現在72 aの農地で主に蔬菜出荷やサクランボ農家の手伝いを行っていましたが、この度、サクランボの成木を借りることで、さらなる所得向上を目指すこととなります。

5号は、内表地内の田1筆 11 aの土地について、経営拡張を図るための賃借権の設定となる案件であります。

借受人である■■■■■さんは、現在、地域農業の中心的存在として 水稻・果樹合わせ4.3ヘクタールの農地を有し、妻と子4人で農業に従事しています。

6号は、金石田の田1筆 38 aの土地について、経営拡張を図るための賃借権の設定となる案件であります。

借受人である■■■■■さんは、現在、3.3 haの農地において、妻と子の3人で、主に稲作と大豆転作による農業経営を行っております。

7号は、下東山地内の田1筆 9.4 aの土地について、経営移譲年金を受給するための使用貸借権設定となる案件であります。

この土地は、令和3年3月総会において、■■■■■さんが農地の交換による取得許可を得た箇所で、その際、父の■■■■■さんと息子の■■■■■さんがそれぞれ所有する農地の面積割で持分を設定しましたものを、■■■■■となる■■■■■さんの、年金支給要件を満たすため、その

	持分について、経営移譲している息子■■■さんに使用貸借権を設定するものです。 以上の7案件につきまして、許可相当と考えております。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。
工 藤 委 員	17番工藤です。この度、経営拡張を理由に賃貸借設定での許可申請が数件見受けられるが、その中で認定農業者はどれくらいいるのか。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	認定農業者のリストを本日持ち合わせておりませんので、後日ご報告させていただきます。
議 長	出席委員の方々でご存知の方がいれば、ご報告をお願いします。
事務局次長	5号案件の■■■さんは認定農業者で、6号案件の■■■さんは認定農業者ではございません。
議 長	他にご存知の方いらっしゃいますか。
金 子 委 員	16番金子です。6号案件の■■■さんは、元認定農業者で■■■を期に認定農業者を辞めております。これまでも樫沢地区の大豆転作組合の代表をしており、現在は相談役として地域の大豆転作において意欲的に活躍されている方です。
議 長	他にございますか。
會 田 委 員	19番の會田です。2号案件の■■■さんは、認定農業者ではございませんが、■■■という高齢ではありますが、まだまだ元気な方でこれからも十分農業をやっている方です。
議 長	その他の状況については、後ほど事務局より報告することで工藤委員よろしいでしょうか。

		(工藤委員了承)
議	長	他になければ、議第58号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第58号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議	長	次に進みます。 議第59号農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局次長		議案書は6ページ、議第59号農地法第4条の規定による許可申請についてになります。案件は7ページの1件となります。 位置図は8ページになります。申請地は、山形刑務所の南400mほどに位置する、伊達城■丁目■■■■果樹畑499㎡であります。近くには、べにばな幼稚園があります。転用目的は、出荷作業場の新設です。2種農地と判断しております。 申請人である■■■■さんは、申請地周辺でさくらんぼ・りんご・桃など果樹生産を行っており、生産性向上のため、ご自身が所有する土地に、従業員乗用車や運送トラックが出入りできる駐車スペースを有する26坪ほど建屋を建築するものです。以上、許可相当と考えております。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議第59号について、許可することに異議ありませんか。
丸子委員		9番丸子です。現地を見てきましたが、8ページの位置図において今申請地の周辺の空白部分は、現況、果樹・野菜畑になっているが、全て■■■■さんの所有農地になりますか。

議 長	事務局より説明を求めます。
事 務 局	申請地周辺一体が、申請者の農地になります。 (丸子委員了承)
議 長	他にございませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議第59号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議第60号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局次長	議案書は9ページ、議第60号農地法第5条の規定による許可申請についてお願いします。 案件は10ページから11ページまでの7件となります。位置図は12ページからになります。 1号の申請地は、滝山小学校の南東250mほどに位置する、上桜田北ノ宿の畑2筆284㎡であります。転用目的は、一般住宅の建築です。2種農地と判断しております。 市内の共同住宅に妻と子の4人で居住しており、譲受人はハウスメーカーから開発規制緩和区域内で市街化区域隣接・近接集落区域に該当するこの土地の紹介を受け、自然豊かで子育ての環境に適していると考え、住宅建築を計画したところです。 次に13ページをお願いします。 2号は、南沼原小学校の北西650mほどに位置する、飯沢9-1の田1, 867㎡であります。転用目的は、不動産業法人東日本エステートによる建築条件付き7区画の宅地分譲です。1種農地と判断しております。南沼原地区には、住宅用地を探す相談が多く寄せられており、交通利便性が高く、小学校に近いなど住環境が整っ

議 長	ている当該農地所有者と交渉にあたった結果、承諾を得られたことから、建築条件付の宅地分譲を行うものです。委員調査案件となっております。 次に14ページをお願いします。 3号は、南山形小学校の北東500mほどに位置する、蔵王成沢字久保田2617-2畑1, 882㎡であります。転用目的は、東京の建築業法人タクトホーム株式会社による建築条件付き8区画の宅地分譲です。3種農地と判断しております。委員調査案件となっております。 次に15ページをお願いします。 4号は、須川反田橋の東590mに位置する、志戸田南138-1畑1, 370㎡であります。 転用目的は、市内管工事業者株式会社山形銅鉄設備工業による資材置場及び作業車駐車場の設置です。2種農地と判断しております。委員調査案件となっております。 次に16ページをお願いします。 5号は、山寺街道沿い高楯消防出張所の北西430mに位置する、十文字大原868-2の畑289㎡であります。 転用目的は、作業車や従業員駐車場が不足している市内電気工事業者株式会社シスモが、敷地隣接農地を借り受け、拡張するものです。1種農地と判断しております。 次に17ページをお願いします。 6号は、西山形小学校の南東700mほどに位置する、柏倉塩辛田3745-5の田1, 724㎡であります。転用目的は、休憩所を備えたコンビニエンスストアセブンイレブンの設置です。1種農地と判断しております。委員調査案件となっております。 次に18ページをお願いします。 7号は、第七中学校の北西250mに位置する、天神町2025-1の畑988㎡であります。 転用目的は、天童の不動産業法人有限会社バリュー・クリエーションによる建築条件付き5区画の宅地分譲です。1種農地と判断しております。 委員調査案件となっております。 以上の7案件につきまして、許可相当と考えております。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。
-----	---

	2号について19番會田委員から報告をお願いします。 19番會田です。申請人は、山形市富の中一丁目1-3株式会社東日本エステート代表取締役五十嵐一彦で転用目的は宅地分譲7区画建築条件付きです。申請人は、南沼原地区内で不動産業を営む法人であり、これまで、同地区内で住宅用地を探す相談が多くを寄せられていたことから、住宅用地の分譲を計画し、複数用地を検討した結果、当該地は、幹線道路に接しており交通の利便性が高く、また、小学校も近距離にあるなど、良好な住環境であると判断し申請に至っております。第1種農地ではあるが、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、当該許可は、建築を条件とするものです。山形市立南沼原小学校より北西へ約650mの場所に位置する農地である。10ha以上の一団の農地の区域内にあり、土地改良事業施工農地であることから、1種農地と判断しております。 被害防除対策として汚水は、公共下水道、生活雑排水は、公共下水道、雨水は、地下浸透、開発許可見込みあり、最上川中流土地改良区からの意見書あり、土地取得費は、XXXXXXXXXX円、1㎡あたり約XXXXXX円、坪当たり約XXXXXX円、土地造成費は、XXXXXXXXXX円、建築費は、XXXXXXXXXX円 1棟当たりの売買価格は土地・建物込みで約XXXXXXXXXX円です。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長 新 関 委 員	次に、3号について15番新関委員から報告をお願いします。 申請人は、東京都西東京市東伏見三丁目6-19、タクトホーム株式会社代表取締役小寺一裕です。山形県内で戸建て住宅を多く手掛けている法人の様です。転用目的は、宅地分譲8区画建築条件付きです。 譲受人は、建築業等を営む法人です。当該地は、静かな住環境でありながら、学校や小売店等にも近く、利便性の良い土地であると判断し、事業用地として選定した。所有者との協議もまとまったため申請に至っております。第3種農地ではあるため、許可できるも

議 長 會 田 委 員	のと認められます。なお、建築を条件に宅地分譲を許可するものです。申請地は山形市立南山形小学校より北東へ約500mの場所に位置する農地である。当該地は、上下水管が埋設された道路に面し、かつ500mの範囲内に、教育施設や病院があることから3種農地と判断しております。 被害防除対策として汚水・生活雑排水は、公共下水道、雨水は、宅地は地下浸透、通路は、新設側溝から既存市道側溝へ接続します。土地改良区区域外でございます。土地取得費は、 円、1㎡あたり約 円、坪当たり約 円、土地造成費は、 円、建築費は、 円、1棟当たりの売買価格は土地・建物込みで 円です。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。 次に、4号について19番會田委員から報告をお願いします。 申請人は、山形市西田一丁目3-24、株式会社山形銅鉄設備工業代表取締役大沼功です。転用目的は、資材置場及び駐車場となっております。譲受人は、資材置場を賃借により使用してきたが、借賃料の負担も大きく、自己所有できる代替地を探していた。本社近くは市街地であり、資材置場用地の確保は困難であることから、できるだけ本社に近く、比較的住宅が密集していない当該地付近で用地を探すこととした。複数の候補地を検討した結果、申請地は、比較的広い道路に面していることから出入りがしやすく、また、インターチェンジや幹線道路に近いことから交通の利便性が高いなど、当該計画に適していると判断し、土地所有者より了承を得られたため申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もなく、立地基準等の許可要件も満たしていることからやむを得ないものと認められます。なお、現在借用している資材置場も同一地区内にあり、規模もほぼ同等となっております。 申請地は、山形市樺沢コミュニティセンターから北西へ約970mの場所に位置し、土地改良事業未施行地で10ha未満の小集団農地であることから、2種農地と判断しております。 被害防除対策は、汚水・生活雑排水はなし、雨水は地下浸透、土地改良区区域外です。土地取得費は併用地込みで、 円、1㎡あたり約 円 坪当たり約 円
---------------------------	--

	土地造成費は、整地程度のため掛からないとのことです。土留め工事に■■■■■円です。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、6号について15番新関委員から報告をお願いします。
新 関 委 員	申請人は、東京都千代田区二番町8-8、株式会社セブンーイレブン・ジャパン代表取締役松永文彦外1名 転用目的は休憩所を兼ね備えたコンビニエンスストアです。令和2年10月の総会で農振除外について審議された案件になります。借人は、小売店等を営む法人です。当該地周辺は、小売店がほとんどなく、以前からコンビニエンスストア等の小売店舗の出店が期待されている地域であった。また、接する国道は、隣接市・町へのアクセス道路になっていることから交通量も多く、休憩所の需要も見込めるため、ドライブイン型のコンビニエンスストアの出店を計画した。複数用地を検討した結果、所有者の承諾を得られたため申請に至る。1種農地ではあるが、基準は満たされており、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められる。 申請地は山形市立西山形小学校より南東へ約700mに位置している。10ha以上の集団性のある農地であることから1種農地と判断した。被害防除対策は、汚水・生活雑排水は、公共下水道、雨水は、国道管理側溝に排水について県と土地改良区と協議済み、土地賃借料は、年額■■■■■円、土地造成費は、■■■■■円、建築物費は、■■■■■円、最上川中流土地改良区の意見書も確認しております。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、7号について19番會田委員から報告をお願いします。
會 田 委 員	申請人は、天童市芳賀タウン北五丁目2-25有限会社バリュー・クリエーション代表取締役長谷山裕です。転用目的は宅地分譲5画で、うち4区画が建築条件付きになっています。天童市内で不動産業を営む法人であり、この度、事業拡大を目的に複数棟を建築・販売できる用地を探しておりました。新築用地に関する相談者には子育て世代が多く、学校に近く交通の便が良い立地を求める声が多い

	ことから申請地周辺を計画地とし、複数用地を検討した結果、当該地所有者との協議がまとまり申請に至る。第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められる。なお、当該許可は、建築を条件とするものです。申請地は山形市立第七中学校より北西へ約250mの場所に位置する農地である。10ha以上の一団の農地の区域内にあることから1種農地と判断した。 被害防除対策は、汚水は、公共下水道、生活雑排水は、公共下水道、雨水は、地下浸透、開発許可の見込みがあることを確認しております。土地改良区区域外となっています。土地取得費は、 円、1㎡あたり約 円、坪当たり約 円、土地造成費は、 円、建築費4棟で、 円、1棟当たりの売買価格は土地・建物込みで 円です。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
金 子 委 員	2号案件の申請箇所は、交差点の角に位置し、非常に交通量も多く事故が多発している場所です。安全対策については、申請業者は何か対策をとっているのか。近くには、日下部委員の畑もあると思うのですが。
議 長	會田委員いかがでしょうか。
會 田 委 員	調査当日も、近くに温泉などもあり、非常に交通量が多いと感じた。交通事故等の対策については、業者には確認しなかった。周辺農地への農薬散布等については、農業者への配慮等をお願いしたところでした。
議 長	関連で日下部委員ございますか。
日 下 部 委 員	北の方から南進してくると、初めて通る方はこの場所に交差点があるか分からず判断しづらい。非常に事故が多い場所です。ただ信号機を取り付けるだけの道路幅でもないのかと思う部分もあります。ただ、住宅地になるとますます見通しも悪くなるのかなと感じ

	ております。
議 長 事 務 局	事務局、補足等何かございますか。 交差点のお話がでましたが、南西角に現在標識、電柱、カーブミラー設置されております。交差点協議時において、現在標識、電柱、カーブミラーが設置されている土地を寄付したいと申請人が申し出たそうですが、譲り受けずに現状のままで開発が行われることとなったようです。 住宅の建築については、交差点から西側に向って縦に3棟並ぶ区画で計画されており、交差点からは離して建築する計画であることを確認しております。
議 長 長 澤 委 員	他にございますか。 2番長澤です。金子委員、日下部委員からあったとおりで、今朝もここを通ってきた。西側に寄せて住宅を建築するとのことだが、道路側にフェンスなどを立てられてしまうと、ますます見通しが悪く事故が増えるのではないかと懸念される。フェンスを設置する場合においては、条件等があるのかなどの確認はしているのか。
議 長 事 務 局	事務局いかがでしょうか。 この件に関しては、農地転用の許可要件とは直接関係がないため交差点協議、開発許可時における詳細な打合せ内容についての書類も求めておりません。開発許可、建築確認申請等で確認がされると思われます。ただ、農地転用許可要件としては、交差点部分を理由に、不許可あるいは条件をつけることはできないことを補足させていただきたいと思います。
議 長 金 子 委 員	今申請地より約2km北側にローソンが建設された。建設後に信号機が設置された経過もあります。ただ、農地転用の許可の妨げにはならないとの事務局の説明です。他にございますか。 転用については、問題はないかと思いますが、近くには西部営農センターなどもあり、農業者も出荷等で多く利用する道路になっています。何かの機会に関係機関の方に問題提起等行って欲しいと思

議 会	います。
佐 藤 委 員	他にございますか。
佐 藤 委 員	18番佐藤です。7号案件についてです。今計画地の周辺一帯が果樹畑でスピードスプレーヤーでの農薬散布が頻繁に行われています。地元の農家と充分話し合いがなされているのか。東側には、軽トラック1台が通れるくらいの農道がある。その境界はしっかり土留等が施工されるのか。農道を使用する計画ではないかの確認をしたい。
議 長	會田委員いかかでしょうか。
會 田 委 員	スピードスプレーヤーの使用など周りは農地ですので、農家の方が作業に支障を来すようなことは無いように申請者側には、申し添えております。
議 長	事務局、補足ございますか。
事 務 局	18ページの地図をご覧ください。計画地の右側に舗装された農道があります。農地と農道がほぼ平らであるため縁石等の設置は行わないことを確認しています。今計画での農道の利用はなく、各区画の接道は全て西側市道より取ることを確認しております。農道もある程度の幅もあり、住宅との距離も十分であり、農薬の飛散についてもさほど影響はないと思われ、なお、會田委員からも申請者側へしっかりその点についても念を押してお話をさせていただいております。
議 長	佐藤委員よろしいでしょうか。
佐 藤 委 員	農道は、約2mで、近くに自分の農地もあり周囲すべて、果樹畑でほとんどがスピードスプレーヤーでの農薬散布で、生活者との間で何らかの問題は生じると思います。農地である以上、住宅に農薬が飛散することも大いに想定されることも十分に開発業者側に周知徹底し、販売をして頂きたい。
議 長	事務局どうでしょうか。

事 務 局	従来からある果樹畑であることを周知等したうえで販売するよう再度、開発者側に伝えていきます。
議 長	佐藤委員よろしいでしょうか。 (佐藤委員、了承する。)
議 長	他にございますか。工藤委員どうぞ。
工 藤 委 員	17番工藤です。3号案件について須川の左岸ということで、山形市のハザードマップ上ではハイリスクエリアからははずれているのか。土石流の関係等でどうなのか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	ハザードマップ上の確認はしていませんが、開発許可が出来る場所ということで問題ないと判断しております。
議 長	昨年の降雨災害でもかなり影響があった場所のようでした。工藤委員よろしいでしょうか。
工 藤 委 員	3種農地でもありますし、分かりました。
議 長	他にございますか。推名委員どうぞ。
推 名 委 員	7号案件について、確認です。農道は使用しないとのことですが、地図上で白抜きの部分から出入りするのか。
議 長	事務局お願いします。
事 務 局	白抜き部分に現在住宅が建っております。その併用地部分からの出入りになります。そこに入り口となる全面道路を共有で設置通り抜けの出来ない道路（宅地）を設置する計画です。
議 長	他にございませんか。無いようですのでお諮りします。 議第60号について、許可することに異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第61号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議第61号農用地利用集積計画について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局次長	議案書は19ページ、議第61号農用地利用集積計画についてお願いします。 計画内容は、20ページから31ページまでとなります。 20ページをご覧ください。令和3年4月受付分の「利用権設定」及び「所有権移転」の集計表となっております。 1の利用権設定につきましては、合計面積25.3haで、(1)に地目別を(2)に作物別を記載しております。 作物別では、稲作が24.1haとほとんどを占め、続いて、露地野菜が7.9a、麦類が2.1a、果樹が1.0aとなっております。また、契約期間をみると10年以上が76筆17.6haと全体の7割を占め、続いて6年以上10年未満が18筆4.5ha3年以上6年未満が13筆2.9ha、3年未満が1筆となっております。 2の所有権移転につきましては、合計面積1.99haとなっております。 個別の申請内容は、21ページからでございます。 利用権設定の申し出は、30ページまでの67件で、うち新規は23件であります。 所有権移転の申し出は、31ページに記載ありますとおり、大郷の■■■■さんと大曽根の■■■■の2件であります。 この農用地利用集積計画については、本日の決定を経て、市長へ報告、その後、5月25日に公告する予定であります。 以上、ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第61号について、適正であると意見を決定することに異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり。 全員異議なしと認め、議第61号 農用地利用集積計画について、適正であると意見を決します。
議 長	次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事務局次長	報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 議案書32ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、内容は33ページから39ページまでの15件です。 議案書40ページ、農地法第4条届出書の受理について、内容は41ページの2件です。 議案書42ページ、農地法第5条届出書の受理について、内容は43ページから45ページまでの14件です。 議案書46ページ、農地改良届出書の受理について、内容は47ページの2件です。 議案書48ページ、農地法第5条の規定による許可について、内容は49ページの4件です。報告事項は以上でございます。
議 長	質問等、ございますか。
丸 子 委 員	9番丸子です。農地改良届出の1号案件について、私の担当になるのですが、内容につきましては、山形農業協同組合の桃団地に関わる畑地造成になりますが、事務局に相談に行ったようであるが、必要添付書類である土地改良区からの同意書が揃わないまま、地区担当である私の所に来た経過がございましたので、必要書類等揃ったうえで地元農業委員の承諾印を得るよう、事務局からしっかり申請者へ指導を行ってほしい。
議 長	事務局ご説明をお願いします。
事 務 局	今後、このようなことがないように、必要書類等、手順をしっかりと説明し対応していきたいと思います。
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	次回の定例総会は、6月14日月曜日に開催予定です。

	委員調査については、調査日は、6月10日木曜日の予定です。 調査委員は、20番推名委員、21番森田委員にお願いしたいと思います。 案件が多い場合は22番伊藤委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	次に7のその他について、事務局ございますか。
事務局	(1) 農業委員会の令和3年度の活動計画と令和2年度の活動についての点検・評価について 説明内容およびスケジュールについて説明 (2) 令和3年度利用集積計画の事務処理年間予定表 変更点について（中間管理事業の追加事務を含む） (閉会午前10時52分)